

Title	近世中後期藩政改革と「プロト近代行政」： 熊本藩宝暦改革の伝播をめぐって
Sub Title	Political reforms and appearance of the modern administration in 18th and 19th century Japan : the diffusion of the Kumamoto domain policy
Author	磯田, 道史(Isoda, Michifumi)
Publisher	三田史学会
Publication year	2011
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.80, No.1 (2011. 3) ,p.47- 70
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20110300-0047

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

近世中後期藩政改革と「プロト近代行政」

——熊本藩宝暦改革の伝播をめぐる——

磯田道史

はじめに

十八世紀後半から十九世紀前半に、幕藩国家の行政には明瞭な変化がみられた。幕府については享保・寛政・天保の改革、諸藩については中後期藩政改革と表現されてきたが、これらの改革は「不徹底もしくは失敗」とされ、積極的には評価されてこなかった。従来、近代への動きは、天保を起点とし「絶対主義への傾斜」の文脈で語られ、十八世紀の藩政改革は「反動改革」として否定的にとらえられがちであった⁽¹⁾。しかし近年、宝暦以後の幕府諸藩の実態分析から、この時期の幕藩国家の重要な変化が指摘され、中後期藩政改革の位置づけについて再検討がなされている⁽²⁾。「近代への傾斜」も天保期からではないか、という問いもなげかけられ、かつて中井信彦氏

が指摘していたように、近代への転換点を、宝暦天明期にもとめる見解がひろがりつつある⁽³⁾。実際、中後期藩政改革の研究から、宝暦以後、十八世紀後半から、諸藩がそれまでとは違った動きをみせていることが次第に明らかになってきた。近世の幕藩国家は、規則主義・文書主義を旨とする官僚制度と領民管理を前提に成立していたが、これが加速されたのは、十七世紀というよりも、むしろ十八世紀以後であった。この時期は「記録の時代」とよばれ⁽⁴⁾、幕藩での記録管理が発達し、各地で地誌が編纂され、町や村でも、前時代よりも大量かつ精密に、記録が作成・管理・活用されるようになったとされる⁽⁵⁾。国家が住民情報を行政記録として、それまでより精密かつ組織的に集積し活用しはじめる時期といつてよい。単に記録を作成するだけの段階と、記録が組織的に管理され

行政に活用されはじめる段階とでは大きな違いがあるといえよう。

このような十八世紀後半以後の幕藩国家の新しい行政の動きを「プロト近代行政」とよぶうるものであり、注目される。時期的に早い段階で、この動きを開始したとされるのが、熊本藩の宝暦改革である。論者は、この熊本藩の宝暦改革について、藩行政の「プロト近代化」として論じたことがある。⁶⁾この論考に続いて、吉村豊雄氏も、熊本藩の諸政策、大奉行制の開始・藩校時習館の開設・衣服制度・奉行分職制・地引合の実施などを「近代への行政起点」と評価し、近年注目されはじめている。⁷⁾

このような熊本藩の「近代性」について、論者が特に強調したいのは、熊本藩の宝暦改革が、熊本だけの問題ではなく、全国的な意味をもっていた点である。熊本の本宝暦改革で胚胎した「プロト近代」が熊本一地域をこえて全国諸藩に伝播した形跡がみうけられるのである。一時は、熊本藩が「プロト近代のモデル」として、主要な役割を担っていた、といっても過言ではない。とするならば、熊本藩で胚胎した行政モデルが、いつ、いかなる過程でもって、諸藩に伝播していったのか。この点が明らかにされる必要がある。本稿は、その一端を明らかに

しようとする試みである。

1、熊本藩宝暦改革の「改革テキスト」と伝播

幕府諸藩のなかで、領民情報のより精密な把握や行政記録の管理保全に新しい動きが起きていること自体は前述の如く研究史の指摘するところであるが、ここでは一歩進んで、その新しい行政モデル＝プロト近代行政が、いかなるプロセスで全国諸藩にひろがったのかを考察したい。もちろん、プロト近代行政は一所ではじまり、全国に及んだものではなく、幾つかの先駆諸藩の動きが全国諸藩に影響していたことがうかがえる。諸藩の中後期藩政改革の政策に類似がみられることは既知の事実であるが、単なる「類似」と、一所の変化が他に影響をおよぼす「伝播」は大きく異なる。

これについて注目されるのが、先に述べた熊本藩宝暦改革の影響である。諸藩の藩政改革が、熊本藩の宝暦改革と米沢藩の明和改革のモデルにしていたことを示す史料は多い。例えば、鳥取藩の二宮元勲は幕末期に藩主への建白書で「近時、世々、麒麟・鳳凰之名を得させられし熊本侯・米沢侯も、皆、久ふしてのち、思召の処、行れ、中興の大業を成就し玉ひ候(中略)熊本・米

表1、日本古典籍総合目録でみた「改革テキスト」のひろがり

著者	書名	成立	流布本確認数	所蔵先	内容
馬場文耕	明君享保録	宝暦8(1758)年以前	68部	43機関	徳川吉宗 幕府の享保改革
磯野政武	「仰高録」	—	9部	7機関	
恩田 奎	「日暮硯」	宝暦11(1761)年頃	29部	22機関	恩田 奎 松代藩の宝暦改革
亀井南冥	「肥後物語」	天明元(1781)年自序	88部	54機関	細川重賢 堀 勝名 熊本藩の宝暦改革
笹戸太華	「翹楚編」	寛政元(1789)年	94部	64機関	上杉治憲 米沢藩の明和・安永改革
藤田東湖	「常陸帯」	天保15(1844)年序	138部	94機関	徳川斉昭 水戸藩の天保改革

近世中後期藩政改革と「プロト近代行政」

沢二侯と誉を同ふし玉ん事不難と奉存候」と、熊本藩主の細川重賢と米沢藩主の上杉治憲の改革に倣うように求めている⁽⁸⁾。経済書にも熊本藩を経済財政改革の理想とした記述がみられる。「経済端的論」(天保五年成立)では「心アル藩臣」は「国家経済ノ再興ニハ身心ヲ忘ルルホド執心ニナクテハ」と、藩臣の意識面での経済官僚化を説くが、その理想的な例として「往時、肥後国侯ノ功臣、堀大夫ハ、国侯ト無二ノ中方国中ノ氣ニ染ズ、簡条ナドヲ出シ、闇打ニモナルベキ覚悟度々ニテ、終ニ財用ユタカニ至リ、良治善政ノ経済モ立シトナリ」と、熊本藩をあげ

る。

ところで、近世中後期の幕藩改革はそれがなされるとその内容を記した「改革テキスト」というべき書物が成立し、それが全国の諸藩に影響をあたえた。しばしばそれは「明君」の事蹟という形をとってあらわれる⁽¹⁰⁾。このことには留意しておく必要がある。表1として十八、十九世紀の「改革テキスト」の流布の状況を示す。幕府の享保改革・寛政改革・天保改革、熊本藩の宝暦改革、米沢の明和安永改革、水戸藩の天保改革などの内容を伝える様々な「改革テキスト」が書かれ流布したことがわかる。流布本の多さが、そのまま影響力の強さを示すとはいえないが、影響力をみる目安にはなる。天明・寛政期には、熊本藩・米沢藩の改革が天保期には、水戸藩の改革が、改革テキストを通じて全国諸藩に注目されていたことがわかる。

つまり、一八〇〇年までは「熊本藩の宝暦改革」と「米沢藩の明和安永改革」の影響が強うかがわれ、天保期(一八三〇—一八四四年)に入ると、水戸藩の天保改革が全国に大きな影響を及ぼしはじめたことがうかがえる。各時代に、全国諸藩の模範になる「モデル藩」が存在していたといえよう。すなわち、十九世紀初頭まで

は、熊本藩と米沢藩の二つが主要なモデル藩になっていたといえる。しかし熊本藩の宝暦改革のほうが米沢藩の明和改革よりも時期的に先行しており、実際には米沢藩の改革は熊本藩の影響を強くうけていた。そのため、中後期藩政改革をみるうえで、その始祖というべき、熊本藩の藩政改革の内容を分析し、その全国伝播の過程をみるのが重要になってくる。全国の中後期藩政改革を研究する場合、熊本藩宝暦改革で開発された新行政モデルが伝播していった可能性を考慮に入れておく必要がある。

では、熊本藩の政策内容は、どのようなものであったのだろうか。これを詳しく論じるには別稿を要するが、端的にまとめれば、熊本藩の改革内容は次の一〇点に要約できる。すなわち、熊本藩等にはじまる行政モデルは、①藩学校による藩官僚の養成と選抜（人材選挙）、②法令による職掌分担の明確化（分職）、③土地調査の実施（正経界）、④育児人口政策へ積極性（撫育）、⑤思想風俗の統制誘導（教導）、⑥産物の育成（国産）、⑦市場流通からの利得確保（運上・産物まわし）、⑧刑法改革（徒罪筆罪）の導入、⑨俸禄世襲の一部見直し（知行世減）さらには、⑩領民の国主崇拜（殿様祭）を特徴としていた。

このような熊本藩の改革には近代行政のプロトタイプとしての要素が含まれることを強く指摘しておきたい。熊本藩では「分職」という職掌の法定主義が強まり、「人材選挙」と称して藩学校が藩官僚を撰用する場に位置付けられた。藩士の俸禄世襲が一部ながら見直され、「凡、国中、大小諸役人、皆学校の中より撰用せらるる事なり」と、学校・試験で官僚が養成選抜される近代のありように接近しつつあった。そればかりではない。刑法改革で追放刑が廃止され懲役刑の先駆「徒罪」もおこなわれはじめた。さらには藩国家の君主が住民に対し教導と保護（撫育）を徹底しきめ細かい行政を志向するようになっていた。藩国家は住民情報の記事と蓄積を強く志向しはじめ、熊本藩では官僚的文書行政の色彩が強くなってきていた。

これらの政策内容が、表2に示されるような多種の「改革テキスト」に記され、流布することで幕府諸藩の参考に供されていたのである。熊本藩の宝暦改革も多数の「改革テキスト」を成立させている。熊本藩の政策への注目度の高さを示しているといつてよい。

熊本藩の改革を伝える「改革テキスト」のなかで、最も影響が大きかったのが、福岡藩儒の亀井南冥の『肥後

表2、熊本藩宝暦改革系「改革テキスト」

著者	書名	主な所蔵先
亀井南冥	「肥後物語」	『日本経済大典』第22巻所収
	「熊本俚談」	慶応義塾大学三田メディアセンター、119-51-1~2
大村庄助	「肥後経済録」	国立国会図書館、209-698
安野業助	「南肥秘聞」	佐賀大学付属図書館鍋島文庫、OC五—一
鳥田嘉津次	「堀老行状」	佐賀大学付属図書館鍋島文庫、OC五—四—二
芥川茂治右衛門	「(肥後)農政雑記」	佐賀県立図書館鍋島文庫、鍋991-1484
高本紫溟	「銀台遺事」	早稲田大学図書館、ヌ06-03153
桃節山	「肥後見聞録」	『日本庶民生活史料集成』第20巻所収
	「隈本政事録」	お茶の水図書館成箕堂文庫
	「肥後侯賢行録」	国会図書館、131-61
	「肥後表開合書」	佐賀県立図書館鍋島文庫、鍋309-148
	「肥後堀太夫之比上書封事類」	佐賀大学付属図書館鍋島文庫、OC五 五—二

近世中後期藩政改革と「プロト近代行政」

物語』である。⁽¹²⁾ 亀井は「扶桑国中を巡て士風を探し求る事、三たび、独、熊本の風俗に感有」って「我国家を補ふに益」になると『肥後物語』を著し藩主に呈した。これをのちに「別記増益」した加筆本が「熊本俚談」である。⁽¹³⁾ 流布本の多さとひろがりをもてみてもわかるが、この『肥後物語』（および「熊本俚談」）が全国的に流布したことによって、熊本藩の宝暦改革の内容が諸藩に知られ、政策が模倣されていった側面がある。以後、熊本藩は全国の改革のモデルとされる。海保青陵は『善中談』のなかに「近来ノ経済ニ身ヲ入レテ仕遂ゲタル男ハ、熊本侯ノ臣堀平太左衛門ナリ。近来御勝手ムキ取直リタル御家ハ津山侯ナリ。津山侯ノ富タルハ堀平太左衛門の伝授ナリ⁽¹⁴⁾」と記している。青陵の指摘の如く、熊本藩の政策導入を最も積極的だったのは津山藩であった。津山藩主の松平康哉は熊本藩から経済財政について諮問する人材を招くことにした。それが大村庄助であり、彼が著した熊本藩改革のテキストが「肥後経済録」である。⁽¹⁵⁾ また佐賀藩の支藩蓮池藩も熊本藩からの政策導入に熱心であった。蓮池藩は松枝善右衛門を派遣し、熊本藩の政策について熊本藩士の藪茂次郎に聞き合わせ「熊本聞書」（安永四年九月七日）を作成している。⁽¹⁶⁾ これには「隈本政事録」

と別名のついた写本が伝わり、跋文から流布の過程を知ることができる。⁽¹⁷⁾

熊本藩の政策内容を記したこの書物は学問の人的交流を通じて、熊本藩江戸上屋敷から尾張藩士に流れ、最終的には尾張藩の家老にまで達していた。また前出「熊本俚談」も江戸で加賀藩士の手へ渡ったことが確認できる。参勤交代制のもと、江戸には諸藩の武士があつまり、学問的な交流を重ねていた。改革テキストはその藩際交流のなかで、藩の枠組みを超え、治政の参考書としてひろく流布していったことがわかる。家老など諸藩の執政者はこれらの改革テキストの入手に余念がなかったのである。

ところで『肥後物語』のなかには、「諸国より法を取に来る事」という一条があり、諸藩が、どのように熊本藩の改革を自藩に移植しようとしたかがわかる。

諸国より法を取に来る事

薩摩に遊びしとき肥後にて藪茂次郎に立寄なにかの物語りについて某申けるは、貴国の文政は、水戸黄門公備前芳烈公以来たくひまれる盛なる治化感じ奉る事なるに、当時、諸国の政事、何方も行届ぬ事のみ見ゆれば、其国君・大夫の面々、残念に存ぜら

れば、貴邦の政法を承りたきはず（中略）是頃、二諸侯より法を取に参りしなり。一つは相良侯、学校を思召立て、其国家老何某をひそかにつかわされ、私（藪茂次郎）宅に四日滞留致し、其国相応の仕形を得と吟味せられ、帰られしなり。一つは肥前蓮池侯の儒者一人、祐筆体の人同伴にて参り、政事的心得を問ひ、是も私宅に五六日滞留して、大略の事は吟味をとげ帰し、其国家老松枝善右衛門指図して熊本につかはしたるよしなり。（中略）其後、薩摩よりは、赤崎源助といへる老儒者を、太守の命にて熊本に遊学させ、三年余も滞留して、善政を聞出し次第に、山田司といへる薩州用人の許に申つかはすよ⁽¹⁸⁾。

（傍線筆者）

熊本藩のように藩政改革の成果がひろく認められ、幕府や他藩に模倣される藩を「改革モデル藩」とよびたい。改革モデル藩は時代によって変遷していたと考えられる。そこで、表3を作成した。『肥後物語』の「諸国より法を取に来る事」などを参考に、時期別に「改革モデル藩」（叙字）と「改革テキスト」の変遷を示した概念図である。近世における藩政改革の政策伝播の模式的系統図といってもよい。

表3、藩政改革の伝播改革モデル藩「改革テキスト」

1650年	1750年	1800年	1830年
池田光政・徳川光圀	細川重賢	上杉治憲「翹楚篇」	
岡山藩・水戸藩	熊本藩	→ 米沢藩 → 秋田藩	
		→ 人吉藩	
		→ 蓮池藩	
		→ 薩摩藩	
		→ 佐賀藩	→ 宇和島藩
	「肥後物語」	→ 福岡藩	→ 福井藩
	「肥後経済録」	→ 津山藩	→ 長州藩
		→ 白河藩	徳川斉昭 ↔ 薩摩藩
		→ 水戸藩	水戸藩 → 鳥取藩
	松代藩「日暮硯」		「常陸帯」

十七世紀に「明君」としてモデルにされていたのは、岡山藩の池田光政と水戸藩の徳川光圀であった。その後、十八世紀後半にはいつて「改革モデル藩」の地位は、熊本藩や米沢藩に移った。天保期以降になると、水戸藩が「海防」をいち早くすすめた藩として注目されるようになる。さらに幕末維新期には、西南雄藩の薩摩藩や長州藩などに藩政のモデルは遷移していった。

つまり、全体の流れとしては「岡山藩・水戸藩↓熊本藩宝暦改革・米沢藩明和改革↓水戸藩天保改革↓西南雄藩」という「改革モデル藩」の移り変わりが模式的に描ける。十八世紀から十九世紀初頭にかけての諸藩の主要な改革テキストは熊本藩の『肥後物語』であり、一八三〇年代の天保改革以後は、水戸藩藤田東湖の『常陸帯』が新しい改革テキストとして全国に影響をおよぼした。つまり、諸藩で行われた中後期藩政改革は個々別々に起きたものではなく、「改革テキスト」の流布や人的交流のなかで、相互に密接に関連しながら進んでいった歴史過程であったといえる。

熊本藩に出現し全国に伝播した先駆的な行政は先述の如く、非常に先進的な内容をもっていた。熊本藩では「分職」令で職掌を明確しただけでなく、郡代を農村現

地に駐留させて、土地と領民をきめ細かく掌握しはじめたのである。まず土地については「肥後物語」が「経界を正し農民安堵せし事」と、「検地」という表現をさけつつ、「地引合」と称して、領内の土地調査をすすめた。領民についても育児人口政策（撫育）や風俗統制（教導）を強力に押しすすめたのである。具体的には、藩領を一四郡に小分けして二八人もの郡代を任命し、民政にあたる在郷郡代の役所を現地に建設し、一四人を現地に移駐させ、城下の郡代一四人と連携して緻密な民政をはじめた。

肥後田舎の治め行届くべし、と存ずるは、一郡に郡代を兩人たて、郡内に郡代屋敷をかまへ、一人は郡の屋舗に出張り、郡内の事一切聞届け、一人は城下に居て聞つぎ、兩人にて勤む。其上役は郡方奉行なり。是は十四郡の郡代二十八人を手につけ、一切の事を承る。しかのみならず、公事訴訟あれば、刑法方に渡して、此方の世話ならぬ事なれば、郡役人は郡内の政教のみを常に心懸るなり。然れば、郡内広きことながら、万端かくれ無く政教も行届く筈なり。左なくて、役人城下に居て、荘屋共が申出る事許り取捌き、其上、公事訴訟までも聞届れば、

中々、手の届かぬ事なるべし。⁽²¹⁾

熊本藩の統治が徹底した理由が述べられている。多数の郡代を現地に常駐させたうえ、「公事訴訟あれば、刑法方に渡して、此方の世話ならぬ」と、熊本藩ではある種の行政と司法の分離がなされ、郡代を公事訴訟の業務から解放して、農政に注力させる体制がとられていた。当時、多くの藩では、郡代（郡奉行）は城下に居り農村にはいなかった。現地を見ずに遠隔地から指示を出すうえ、公事訴訟に忙殺されて、農村の撫育教導が行き届かない状態であったが、熊本藩では郡代を在郡させることと公事訴訟は刑法方にまわすことでこの問題を解決した。この統治方式Ⅱ「直支配」をとれば兵農分離に由来する幕藩領主の在地不掌握はある程度改善できた。藩国家は領主法の遵守を徹底でき、領地領民を把握しやすくなるのである。

亀井南冥は『肥後物語』のなかで、熊本藩のこの統治方式の威力にふれている。熊本藩では「田舎の事は郡代居住して詮議する詮議する」ため「万事隠家なく知れ」捨子・捨馬の禁令などが「甚、嚴重」に守られている。役人が「遠方より、かけかけの事にては、農民の欺を受ざる」こと決てなりがたかるべし」と、亀井は当時一般的

であつた城下からの遠隔指示による農政の不可を説いて⁽²²⁾いる。

とくに天明飢饉以後、財政悪化と人口減少に悩む藩は、⁽²³⁾きめの細かい民政⁽²⁴⁾人口家族政策の徹底による藩人口の回復を渴望していた。熊本藩のような人口増加藩では「捨子」の抑止が、東北・山間地域の人口減少藩では「子返し」の防止が課題になつて⁽²⁵⁾いた。十八世紀以後の藩国家は人口・家族政策をせまられていたのである。しかし墮胎・子返しを禁止し、領民に懐胎届を出させて監視し、赤子養育仕法で子育て給付を行うのは、在地の掌握が完全でない幕藩領主にとっては至難の技であつた。財政の悪化に苦しみ、人口回復を渴望する諸藩にとつて、熊本型の「直支配」方式は魅力的なものであつた。

2、水戸藩への伝播

事実、諸藩は、熊本藩の地方行政機構の導入をはじめた。その具体的様子を、水戸藩と津山藩の事例からみてみたい。水戸藩を取り上げる理由は、第一に天保期以後、この藩が全国諸藩の改革モデルとなつて大きな影響を及ぼした⁽²⁶⁾こと、第二に津山藩の事例をみるのは熊本藩から政策顧問を招聘するなど、最も積極的に熊本藩政策の導

入をはかつた藩であつたことによる。

まずは水戸藩の事例からみたい。水戸藩では藩主徳川治保が細川重賢を敬愛し、熊本型の改革モデルの導入を自ら決断した⁽²⁷⁾。熊本藩が領内を小分けにし二八人もの郡代を在郡させて治績をあげていることに着目し、藩主自らが熊本型の農政機構の導入を宣言している。

是迄は、我等政事向の事、総て年寄共へ任置、年寄共は郡奉行へ任せ、郡奉行は手代へ任せ候様に、相互へ斗任候旧弊に候。乍去、是は誰が咎もなし、皆、我等一人に帰する也。尤、郡奉行の内にも、其方祖父銀次郎・故久方忠衛門・故皆川弥六杯は、年来の巧者にて、出精相勤候え共、其節四郡にて扱下も手広に候えば、行届兼候事に可有之候。夫故に色々郷村向之事、工夫を画し、此度、郡中小割にして、陣屋を建、其地に落付候て、風土に随ひ、撫育教導を以、治候て、如何様にも行ひ届かざる事ハあるまじと被思召⁽²⁸⁾

治保はこれまで藩主が家老に政治を任せ、家老は郡奉行に任せ、郡奉行は手代にまかせていたことが行政責任の所在を曖昧にしたと反省し、藩儒高野文助の意見をいれ、領国を一一郡に小分けにして郡奉行を増員し郡部に

郡奉行所を建てて移駐させることにした。熊本藩のように、万事が「行届」く、領民をしつかり把握して撫育教導を強力に推し進める行政をめざしはじめたといつてよい。

しかし、この外来の行政手法は藩内で必ずしも支持を得ていなかった。水戸藩土の高倉胤明などは熊本藩の「細川家にて堀平太左衛門が計らひし所の端し端し」をモデルとして改革を行うことは「行末の治法、この国の治りかた、何とも無覚束ぞ思はる」と述べている。

寛政十二申年、四郡之内、南領と部垂近在の内を分け、紅葉組・八田組と号し、新たに二郡を増し、六郡とし、享和元酉の季冬、又、六郡を分けて十一郡と被成。其節、浜田組・常葉組のみ、此地に被置て、残る九郡は郷居と相成(中略)陣屋を構へ、郷居となる。是、今案るに、高野文助が方寸の胸より出でたる成べし。此度の制令、肥後の細川家にて、堀平太左衛門が計らひし所の端し端しにて、行末の治法、この国の治りかた、何とも無覚束ぞ思はる⁽²⁹⁾。

ここで注目すべきは、水戸藩が郡奉行所を建設すると同時に、行政記録や領民情報の組織的に管理をはじめた点である。それまで水戸藩には郡奉行所Ⅱ郡奉行の専用

庁舎はなく、郡奉行になった藩士宅が執務場所となっていた。そこで行政記録を保管する土蔵のついた郡奉行所の建設が提言され、実現するにいたるのである。

一、御郡御代官御役屋敷御定可被成候事

両(Ⅱ郡奉行・代官) 役所共に近来御用多罷成候間、村役人共、度々呼出罷出候ても、往来の費、遠近の村により異同も御座候。右、一役所にて用済候て罷帰候ても、又、一役所より配符来候ても、又、一役所より配符来候へば、今日罷帰、明日又、御城下へ出候様に成候。右の通、御定被成候へば、一役所へ参候ても、隣の役所へも立より御用も被成と伺候様に成候はば、すべて費を省、便利に御座候。両役所に共に記録等仕舞候ため、土蔵御立可被遣候事⁽³⁰⁾。

鶴見九臈は水戸藩の儒者だが、郡奉行所・代官所ともに「御役屋敷」を定め「記録等仕舞候ため、土蔵御立」るべきことを建言した。近代官僚僚制が成立する以前の国家では、しばしば、行政上の執務空間における公私の分離が曖昧で、為政者の私的な生活空間と公共の行政空間との区別が厳格でなかった。次第に公共空間としての行政機関が「場」として成立し、そこに行政記録や領民情報が蓄積管理されていくが、それは当初から存在したも

のではない。水戸藩の場合、郡奉行所の成立時期が遅く、十九世紀になるまで郡方の行政記録の管理体制は整っていないかった。

しかし、熊本型改革が導入され、郡奉行所の建設がはじまると、状況が一変し、郡奉行が記録帳面の整理を行い、郡奉行所で行政情報・領民情報の組織的管理が進んだことがうかがえるのである。次の史料は、水戸藩南部の飛び地、紅葉郡奉行小宮山昌秀の執務状況を記したもののだが、郡奉行所で住民情報の収集が徹底され始めた様子がうかがえる。

先生の御用留を委く見られたる事、一つも遺ることなし。其を書抜き、数冊と為し、後には諸郡に申合せ、書拔せ、自身にて本をとり、新撰御掟書と云、御郡方第一の重宝の書を緝め（中略）官中、手代の行座細かに意を付られ、かりそめにも机を跨り、諸帳を投げやり、諸書付手荒に扱ひ、荒唐なる事ある者は、其場にて呵りける故、諸帳面・訴訟状等、何にても鹿抹の事なく、御用留も一枚ごとに毛引を入れ、行を紊さず、天地を揃へ、丁寧反復に留させ、少しも鹿抹の書方あれば、直様、書き直させ、手習も若き者には精入させ習せける程に、今も南の郡庁

近世中後期藩政改革と「プロト近代行政」

にて紅葉の御用留と云て、一と際、別て見事なり。（中略）一日に三三度づつ、役所の鑰をかり、倉を開き、書笥をくり出しける間、御用留も自然と乱雑にする事、能わず、若、見苦き事あれば、直に内役を呼よせ、直させける間、諸帳面・新古当用の分諸金銭出入帳・諸目録より御用留は勿論、穿鑿口書に至るまで、口々廉々、厳然と備り居り一点も入乱る事なければ、何年以前の諸帳面を捜し出すにも心易く、掌を指すが如し。

郡奉行が、行政記録を蓄積するだけでなく、これを支配の道具として、積極的に「活用」しはじめた点が重要である。郡奉行は「御用留を委く見」て行政に活用し始めた。農村に出した法令が部門ごとに編集され、「新撰御掟書」としてまとめられてもいる。諸帳簿の作成も厳格になり役所で郡方手代が「諸帳を投げやり、諸書付手荒に扱」えば、ただちに叱責されるようになった。郡奉行所の土蔵には、さまざまな記録が蓄積され、それが整然と整理され、「何年以前の諸帳面を捜し出すにも心易く、掌を指すが如し」という状態になった点に注目したい。行政記録が蓄積管理されると同時に、水戸藩では、領民情報の収集が強く意識されはじめた。享和二（一八

五七（五七）

〇二)年から、水戸藩は全領を一一郡にわけ、熊本藩に
ならつた新農政を開始したが、翌年から、水戸藩では領
内で大規模な「貧富調べ」を開始した。この調査は領民
の生活状態から健康状態・資産状況までを根こそぎ把握
しようとするものであり、「一戸毎に持高・田畑山林の
面積、家族の性別年齢、病気の有無、下男下女・馬・溜
桶の有無、諸年貢指銭の高、拝借金額・居宅・灰屋・蔵
の大きさ、年貢未進の有無などを記し」たうえ、領民の
全てを「有福人・相応人・困窮人・極窮人」の4つに分
類して、帳簿に記載する驚くべきものであった。この帳簿
は「軒別帳」「貧富帳」「見詰め帳」など、さまざまな名
称がつけられている。藩はこれまでの「人別帳」にとど
まらず、きわめて精密な領民情報を求めはじめたといっ
てよい。一九世紀になって水戸藩は領民情報を大規模か
つ精密に収集し、行政機関に蓄積し管理し支配に活用す
るようになってきているのである。

郡奉行がこれら「見詰め帳」などで「軒別」の領民情
報を手中にし統治に活用していたことは、郡奉行・小宮
山の行動を記した次の史料からもうかがえる。

村々へ申付け、見詰め帳と云もの拵へ、かかり手代
之を持参し、春秋農間に一字ごとに軒別し、子育・

勸農の事をさとし、孝貞・忠節・力田の者は、必ず
官にて褒賞を行ひ、其行状を書付にし、村々里々へ
触きかせ、善を勧るの術、常に其賞に与かる。先生
(小宮山昌秀) 詰所の壁に名前を記し置き、さて、
巡村の節など不図立ちどまりあり、「百姓は誰と云
ふ者なるや」と問時、役人共、「誰夫」など答へつ
れば、「それは何村誰より縁ある者なり。是は何年
以前、孝貞にて御賞しをも受たる者。又、何々の難
洪にて御救を受たる事あり。今程いかかの暮しする
か」など、詳に語られける故、役人共も肝を消し、
其記憶に恐をなし、かりそめ事も油断はならずと語
あへり⁽³³⁾

郡奉行が細かく領内を巡回し「軒別」に領民情報を収
集して、領内の状態を知悉していたことがわかる。村役
人・豪農・苗字持の百姓については、その由緒来歴から
血縁関係まで把握しており、村ごとの経済状態は勿論、
百姓の言動の善悪や家計状態まで、立ち入った調査を行
い「見詰め帳」に記録して活用していた。あまりに詳細
な領民情報の把握に「役人共も肝を消し、其記憶に恐を
なし、かりそめ事も油断はならず」と語りあつたとい
うのである。

水戸藩は領民情報を徹底して記録させたが、これにより百姓の中の「極窮人」が確定され「お救い稗」が給付しやすくなった。また領民の行動を監視し、善事の褒賞を行なうことも可能になった。孝貞・忠節・力田など、藩国家の思惑にそった方向に「教導」をすすめていく、足がかりを得たのである。藩は領民情報の収集と行政文書の管理活用体制を整えたことで、以前に比べ、格段に強い統治力を発揮することになった。これは従来、水戸藩が行っていた領民支配とは明らかに異なるものであつて、行政における「プロト近代」の芽生えを、そこにみることができるといえる。

このような藩側の動きは領民にとって、どのような意味をもつたのだろうか。一つには、領主が領民の経済状態を知つたことで最低生活が保障される可能性が高まつた。しかし同時に、忠節孝貞で耕作に励んでいるかなど、藩に思想行動を把握されるようにもなつた。これは領民たちにとって、必ずしも好ましいものではなかつた。事実、村役人のなかには領民管理を強める水戸藩に批判的な者が少なくなかつた。大庄屋・関沢徳平は郡奉行が農村部に乗り込んでくる熊本藩型の「直支配」について「御陣屋相建、あまり御政令御微細ニ而は御不為之儀も

可有御座哉」と批判し、「御陣屋程克御止め、元へ御覆シ、御旧政ヲ以、御行被遊候方宜敷様奉存候事⁽³⁴⁾」と意見を述べている。この大庄屋は、郡奉行の在郷陣屋などは直ちに廃止し、「御旧政」に復帰することを望んでいたのである。

3、津山藩への伝播

津山藩でも、行政記録を管理活用し、領民情報を収集して、藩官僚が貧民救済など社会政策を緻密に実施する動きがみられた。同藩でも、水戸藩と同じように、熊本藩の経済的「成功」をみて、やはり熊本藩の改革モデルの導入を決意し、「安永改革」を開始するにいたる⁽³⁵⁾。津山藩は、熊本藩から藩士大村莊助を招聘し、彼に熊本藩の国政の様子を尋ね、『肥後経済録』という書物にまとめさせた⁽³⁶⁾。そのなかで、大村は、熊本藩の改革の成果について「当代（＝細川重賢）、政務段々改り候上にて、次第物成も多く、蔵入も増に御座候之内、老年七カ所之蔵屋敷糊積仕候場所無く、屋敷外に垣仕、大山を積申候。家中始末々迄も前代未聞之事にて大に驚入申候⁽³⁷⁾」と語つた。つまり、熊本藩では改革が功を奏し、年貢物成が増えて、蔵屋敷に収納しきれぬほどになつた、と語つた。

津山藩の藩主と家老がこれを羨望したのであろうことは想像にかたくない。

さらに、大村は藩主に政策を尋ねられ、近年まで大困窮であつた熊本藩も改革によつて「富強」になり士民が安堵したと述べ、自分の生国熊本藩の見聞と、岡山藩の池田光政の「成法」を参考にするように提案した。大村は藩主に「熊本・岡山之政事は近代天下に称申候、時所違不申候、日本之内にて当時其功相立申候」と主張し、熊本藩と岡山藩池田光政の治世の二つを参考に改革を断行するよう進言した。⁽³⁸⁾

ところで、改革を開始するにあたり、熊本藩から派遣されてきたこの大村が、何より先に、津山藩における行政記録の不備を指摘し、その改善を痛切に訴えている点が注目される。重要な史料であるから、長文ながら、そのまま引用する。

一、此間御写物被仰付、御定書きも、とくと不仕事と被存候事も御座候、甚、大まか成事に御座候、定て、諸御役所之定書共も不宜事共可有御座候、畢竟、御先代より急度被建置候全備之御制度無御座、且、津山御領知已来、当前被仰出候事、又、役所にて、当前取斗候事形二成居申候事と奉存候、扱、惣体、記

録之仕様不宜、くわしからず、明白ならず、と被存候、第一此事御改正被遊レ、急度、全備之御制度御建被遊度奉存候、是が末代不易之御国法と申物にて御座候、此記録出来仕候はば、誰にても御役相勤、間違有御座間敷奉存候、尤、是は俄に出来難仕候、東西に有之諸記録を集め、御家中に有之覚書等、又、記録無御座候共、覚居申候事共迄、ことごとく取集め、其上にて、古法に被随候事も有之、被改候事も有之、又、新に加られ候事も有之、常に入用無之事迄も全備可被遊事御座候、然者、数十冊之書被成可申候、大部之書物のごとく、何程多き中よりも、入用之事、忽に引出候様有御座度奉存候、不如此候ては、皆々すべき様無御座候、俄に思ひ付候分にては、くわしからず、不行届、後害御座候故、手戻り多御座候、仍之、全備之記録仕立、并、一役所々々之記録を仕立可申事御座候、且又、秘事之外は御家中へも夫々相渡、家々にも所持仕候様有御座度奉存候、記録に、くわしき人に書役式三人被差添、五七年も懸り申候はば成就可仕候、下書より清書迄、甚手間取可申候、唯今も町奉行所之記録は、先年、鈴木喜右衛門勤候時、くわしく便利に仕置由承申候、如此

御座候はば、上下まどひ無御座、間違有御座間敷候、扱、役所々に記録預り之役人被差添度奉存候、夫も大勢にて費にも相成候はば記録役所被建、諸役所之記録一所に仕、古例等吟味仕候様、仕候有御座度奉存候、一年々に役所へ之記録を此役所にて本書に書載可申候⁽³⁹⁾

熊本藩の目からみれば、津山藩の諸役所は記録管理がないといつてよかつた。「はなはだ大まかなる事」で「全備の御制度」が立っていないかつた。津山藩では「記録」が「くわしからず、明白ならず」であり、これまでに発した法令の「御定書」の編集も完全になされていなかった。官僚制化が進み、法令文書主義の貫かれた熊本藩の行政機関をみてきた大村は、行政情報を公有化し、活用することは行政改革の前提条件と認識していた。ところが、津山藩にはそれがなかつたのである。官僚制化の進んだ行政機構においては「記録でき候はば誰にても御役相勤め間違あるまじ」というように、法令や記録が支配の根幹である。特定個人の人格による支配ではなく、行政文書さえ整えられていれば、誰でもが統治を遂行できる。その状態を、大村は創り出そうと訴えた。具体策として「記録役所」という役所を建て、この役所に

藩士家に所蔵されている記録、諸役所で新たに発生する記録をあつめて編纂する構想を述べている。この提言がどこまで実現されたかは、十分に明らかにしえないが、この時期から津山藩では法令編纂や記録管理がなされたことは、藩政史料の状況からうかがえる。

このように水戸藩と同じく、津山藩でも記録管理の必要性が訴えられているのであるが、また領民の把握についても、新たな案が検討されている。津山藩主・松平康哉は、大村にひとつの相談をした。自藩の領民管理が行き届いていない点を苦慮し、表4に示すように、領内を管轄する寺社奉行・町奉行・郡奉行それぞれの領内巡視の頻度を高めてはどうかと諮問したのである。

表中の「是迄」の箇所をみればわかるが、それまで津山藩では、郡代は民政を司る役目でありながら、ほとんど農村に入らなかつた。在職中に一度だけ、「廻村」するだけであつた。藩主はこれを問題視し、一月に二、三度、在中の巡村を行つてはどうかと諮問した。これに対し、大村は、全領の巡視は一通りでも十日ばかりはかかると奉答した。大村は、郡代が一ヶ月に一日（二年で十余日）を巡村に出ることにし、村々には一年に一度（添役をつければ一年に二度）郡代が巡ってくる制度を提案

表4、津山藩における領民管理の変化（奉行の巡見頻度）

	寺社奉行	町奉行	郡代
是迄			年数に不拘、役中(在職中)に一度廻村仕候。是は余りに疎き事に御座候。
藩主詰問案	一月に兩三度、不時に寺社見廻の事	一月に六七度、不時に町中見廻の事	一月に兩三度、不時に在中見廻の事
大村奉答			郡代如此には難成御座候。たとひ相成申候共、無益の事にて可有御座候。一通りの廻村も十日ばかりも掛り申候。何として普く廻り可申候哉。
大村代案			郡代の廻村、農を勸、風俗を見、疾苦を問、豊凶を察し申為にて可有御座候。一月に一日づつ相廻り、一年に十余度にて御領分一を廻、巡見致申候へば、畢竟、一年に一度にて御座候（中略）添役被仰付候はば又如此仕候。然ば一年に兩度にて御座候

出典：大村狂助「御尋之條々御答書」安永2年1月14日

している。

五万石規模の津山藩では、熊本や水戸の如く、領内にくまなく郡役所を建てる体制はとられなかったが、その代わり、郡代による領内巡見の強化が検討されたのである。熊本藩の改革モデルは、各藩にそのまま導入されたわけではなく、藩の実情にあわせて、部分的もしくは制度を改編したうえで選択導入された点に留意したい。津山藩では、郡代・郡奉行の在郡制こそ導入されなかったが、記録帳簿による領民把握の強化策は導入した。津山藩は財政危機を脱するため、年貢負担人口の増加を悲願としていた。そのため、領民をしっかりと把握する必要があった。藩主の師である藩儒・飯室莊左衛門は「更張策上表」なる建白書のなかで、領民帳簿の管理を厳格にして、人口の流亡を防止することを建言している。

一、津山は農民少く荒地多きよし、肥饒なる地と存られ候、土地肥饒なれば、民遊惰なる物に御座候、是等は政の大害と奉存候、此已後は人民へらざる政立度事に奉存候（中略）さて民に業を替させ、或は離散させざる仕方は、国門をしかと致し、男女出生届を急度致し、洗竹子を禁じ、遊手之民を禁じ、人別帳明白にいたし候て、齊管仲が内政を作りて、軍政

によせたる五伍之法に随ひ、町在共に五家連座之法を立、一家何事ぞ有時は組合四家まきぞへと定め、是非ならざる事ありて、移業離散も仕度時は、五家連印にて願を立、さて、内証にて移業離散も致し候えば、組合四人共に重き刑罰、と定め候えば、国中の民、臍をかため、先業に安じ、土地に在着、是非、其地をうごかざるやうに可成申候⁽⁴⁾

津山藩では「人民へらざる政」が希求されており、そのために「出生届」「人別帳」などの領民を登録した帳簿類の管理の徹底を訴えている。ここで、飯室が主張するところは藩の強制力によって、領民を「土地に在着、是非、其地をうごかざるやうに」するものであり、これは従来型の幕藩領主の対応の域を出るものではない。

これに対して、熊本藩からきた大村は「御尋之條々御答書」のなかで、同じく人口問題について「人別帳」にふれながら論じているのであるが、視点がかなり異なっている。驚くべきことに、大村は「人別帳」から労働力人口を算出し、津山藩の人口は領分の高五万石に比して決して少なくない指摘し、まったく別次元の経済政策を提言するのである。

一、御領分之高（五万石）を百姓屯人十石づつに当

申し候へば、五千人に当り申候、一万人には、五石づつに当り申候（中略）当御領分、人別帳を以、考申候処に、農夫一人、一人前五石に当り申候得ば、人少とは難申候、五万石之内、荒地上り地も有之、新開少御座候処、耕作仕候地方には、人は多と被存候、此上に人相増申候はば、何を以、生を治可申候哉、風俗怠惰成と困窮にて耕作の地方にも力を用事薄く御座候えば、何とぞ仁政を以、民を富し、怠惰之風俗を变化仕候はば、自然に他より来る者も有之、子をまびく弊も直り、人多相成可申候、農業之外にも富し方種々可有之候え共、年来無之事、俄に難取立物入も多御座候、其費を困窮の民に与て、農業に力を用させ、猶又、種々之企を以、富饒ならしめ候はば、人は不求して相増可申候⁽⁴⁾

この大村の提言は、近世大名（藩国家）が「人別帳」を経済政策立案の資料として活用していた直接証拠であって、きわめて興味深い。大村は、行政記録を管理し、領民情報の蓄積したうえで、社会統計としての利用し、マクロ経済政策の立案をおこなう近代国家の経済官僚に似た作業を先駆的におこなっている。

大村の経済思想では人口増は必ずしも富国を約束する

表5、大村莊助「御尋之條々御答書」による藩領の比較

①藩領	②石高(万石)	③南北(里)	④東西(里)	③×④	②/(③×④)
肥後熊本領12郡	520000	37.5	20	750	693
肥後球磨郡人吉領	18000	3	3	9	2000
筑前福岡領	520000	20	10	200	2600
長州周州一領	350000	20	100	2000	175
土佐	200000	10	100	1000	200

ものではない。「民を富し、怠情之風俗を变化仕候はば、自然に他より来る者も有之、子をまびく弊も直り、人多相成可申候」としているように、むしろ人口増は「民を富」した結果の現象とみている。領主の財政と藩国家のマクロ経済をわけて考え、民富を達成すること、領国経済を豊かにすることを先行させて、しかるのちに領主財政の安定をみるとういう経済思想である。そこには熊本藩型の「民富論」の思想をみることができ⁽¹²⁾る。

大村の経済政策は上述の史料によれば、まず、藩国家による教導と投資

努力による生産向上を説き、①農民への巡回指導を行い、窮民へ給付をすすめ、開墾と農外産業の振興をはかる。これによって②民富を形成すれば、③間引きが減少し、④自然なかたちで人口増加が達成できるといふものである。大村は自著『肥後経済録』なかで、農業以外の産業振興を説いているが、その内容は、桑苗十万本の植付による蚕業の振興、材木・農馬・琉球蘭草の生産振興、紙・陶器の国産化などである。山間部に位置し、穀物生産高に限界のある津山藩で、これら農外産業の振興をはかる経済政策を考えていた。

さらに大村は藩領国単位のマクロ経済的視点で統計分析を行っている。労働力人口の投入と石高の関係について、周辺諸藩、つまり領国単位のデータをならべ、他藩と比較しながら、津山藩の人口密度を計算し、マクロ経済政策の方向性を考察し提言する。大村は、表4および表5に示すような数字を藩主に掲げて説明している。

表6に示すように、大村は熊本藩内でも富む「芦北郡」と貧しい「玉名郡中留」の経済データを掲げ、貧富の理由を藩主に説明した。すなわち芦北郡と玉名郡中留は石高は大差ないが人口密度には大きな開きがある。その理由を説いた。大村は熊本藩の「人別帳」から労働力

表6、「御尋之條々御答書」による人口扶養力の例示

①肥後領内	②石高(万石)	③南北(里)	④東西(里)	⑤百姓十五以上、六十以下、病氣者除き(人)	②÷⑤労働人口一人あたり石高	⑤÷(③×④)人口密度(1平方里あたり)	理由
芦北郡	18000	15	5	8000	2.25	2667	芦北郡は山海の利多、地肥良にして広く、其上、金銀山・牧馬・材木・炭薪・魚・塩・真綿・布・木綿、其外産物多く、運漕便利、國中無比類に御座候
玉名郡之内中留	15000	0.5	1.5	500	30	1500	玉名郡中留は山川無之、産物少も無之、運漕不便にて御座候、子をまびくの弊無御座、人多きに因り申候

人口を「百姓十五以上、六十以下、病氣者除」として算出し「産物」の有無により人口扶養力に決定的な差が出ることを藩主に示した。農業以外の「産物」や「運漕」(流通)が人口に決定的な影響をおよぼすと力説したのである。藩行政が産物開発と流通促進で民を富まし、富国となれば「求めずとも」人口は増えるという経済理論を説いた。

このように、熊本藩では大村のような「経済官僚」の先駆というべき人材が育っていた。それについて大村は着目すべき記述をしている。熊本藩では「諸役所に太宰が経済論を写し被置、何れも手透に見申候様にとの事御座候⁽⁴³⁾」と、太宰春台「経済録」を各役所に配置し、役人に読ませていたというのである。熊本藩には「人別帳」のデータから労働力人口を割り出し、藩領の人口密度を考慮して、農業以外の「産物」と流通に着目した経済発展の経路を構想するがごとき藩官僚が生まれていた。そのような人材が他藩に派遣されて、改革を請け負うようにさえなっていたのである。

おわりに―熊本藩改革モデル導入の帰結

水戸藩と津山藩を例に、いずれも熊本藩をモデルとし

た改革がおこなわれ、藩行政の官僚機構化すめられた様子を明らかにした。藩の諸役所で行政記録の管理制度が整えられ、領民情報を収集して、撫育教導を徹底しはじめた。これらの改革の成否は詳らかでないが、水戸藩でも津山藩でも改革の成果はあったものとして世間には認識されていた。水戸藩では「四郡を止めて、陣屋を建て、十一郡に小分ありて、設官分職」したことにより、

「国中政道行届き、豊耗有年打続き、米の価も金一両に一石二三斗に及ぶ年もあり。戸口増過し、田野ひらけ」⁽⁴⁴⁾ については「天下の美談となり」、「幕府老中衆ヨリ、御領中郷村向キ御政教御ユキ届キアリテ、將軍家ニモ一般御気色ニ思召サル旨、御褒賞仰出サル」⁽⁴⁵⁾ に至ったという。明らかに誇張があるが、水戸藩が改革実施で幕府から褒賞をうけたことは事実である。一方、津山藩の改革については、佐藤信淵が具体的数字をあげて、その成功を賞賛している。「津山侯二十六歳(三十六歳カ)の時に国政を改革して、凡そ十六年間(六年間カ)に、国家隆盛、万民安康にして、納戸金ばかりも十七万両出来たる由を、三原氏に聞けり。区々たる五万石の地なりと雖ども、其制度を精妙にするときは、美政の観るべきこと斯くの如

し⁽⁴⁶⁾」というが、藩庫に一七万両もの余剰が生じたとは俄には信じがたい。ただ藩財政に一定の好転がみられたのは事実であろう。

それよりも佐藤信淵が「其制度を精妙にするときは美政」を実現しようと「制度」の精妙化が藩国家の行財政を劇的に変貌させると言明している点が重要である。「制度変化」が、藩国家に「経済効果」をもたらすと、この経済思想が生じており、これが近代移行期に藩国家を「進化」させることに直結していくのである。⁽⁴⁷⁾ 熊本藩等でみられた制度変化が「制度変化のモデル」として諸藩の政策担当者⇨制度設計者に認識された。その結果、分職・正経界・刑法・徒罪など熊本藩の政策用語が各地で頻繁に使用されるに至っている。

近世中後期の藩政改革は明らかに、藩国家の官僚機構の機能を向上させつつあった。行政記録を整備し、緻密な領民情報の集積をはじめ、文書行政、法令遵守の徹底も、中後期藩政改革のなかで進んでいった。さらにいえば、藩国家は経済官僚を育成し、行政機関に蓄積された領民情報を活用して、貧民救済など社会政策を実施し、藩国家単位のマクロな経済政策を立案する方向に動きはじめた。社会統計の整備、殖産興業、領民の「教化」に

強い関心をもつようになってくるのである。これらを考
え合わせるとき、天保以前の中後期藩政改革を単に「封
建反動」との評価を下すのは適切でなからう。むしろ藩
国家は一八〇〇年前後に、先駆的な藩政改革モデルの洗
礼をうけて「プロト近代行政」の段階に入りつつあった
ことがうかがえるのである。

註

(1) 遠山茂樹『明治維新』岩波書店、一九五一年、二六頁
は「熊本藩の細川重賢（銀台）、米沢藩の上杉治憲（鷹
山）、秋田藩の佐竹義和の藩政改革が、名君の治世として
宣伝された。しかし、これらの中後期藩政改革の性格は、
享保・寛政改革的な封建反動の限界を出なかつた」とす
る。

(2) 『歴史評論』七一七号、二〇一〇年が「藩政改革の思
想」という特集を組んだのは、そのあらわれであろう。
吉村豊雄「藩政改革像の再構築」、小関悠一郎「改革主体
の学問受容と君主像」、マーク・ラビナ「近代化、近代
性と明君像の再検討」、小川和也「越後長岡藩儒・秋山景
山の天保改革構想」、山形万里子「雄藩の藩政改革と専売
制」。吉村氏とラビナ氏は、藩政改革と近世社会の近代
化、小関氏、小川氏の論文は、藩政改革主体の政治思想
について論じている。

(3) 中井信彦『転換期幕藩制の研究』塙書房、一九七一年
近世中後期藩政改革と「プロト近代行政」

は、宝暦天明期に幕藩制の転換をみている。

(4) 倉地克直『江戸時代／十八世紀 徳川社会のゆらぎ』
小学館、二〇〇八年

(5) 幕府の記録管理の精密については、大友一雄「江戸幕
府と情報管理」臨川書店、二〇〇三年を参照。享保期以
後、幕府は江戸城内に蓄積された諸記録の調査を行い、
分類して目録を作成、活用し始めたことが知られる。ま
た諸藩でも行政記録の精密化と組織的管理が進んだ。江
藤彰彦「福岡藩における記録仕法の改革」（西南地域史研
究会編『西南地域の史的展開近世篇』、思文閣出版、一九
八八年、一二五～一五六頁）によれば、福岡藩では、正
保年間（一六四四～一六四八年）から分類項目のない雑
然たる藩日記が作成され、元禄一六（一七〇三）年から
その日記は「御政治筋（領内行政）」を記す御用帳と「御
勤筋（幕府への奉公）」を記す日記に分離され、さらに宝
暦一三年からは御政治筋を記す「御用帳」が精密化して
一三部門に部分けし整理されるようになるという。近
世大名家は領国の公的行政体であると同時に、一個の私
的武家でもあるが、十八世紀に、その公私の分離が記録
管理のうえではっきり見られることは象徴的である。し
かし、家臣の俸禄は明治初年の「藩制改革」まで行政事
費と生活費の公私未分離状態がつづいた。この点につ
いては磯田道史『近世大名家臣団の社会構造』東京大学
出版会、二〇〇三年

(6) 「藩のプロト近代化」について、磯田道史「藩政改革
の伝播―熊本藩宝暦改革と水戸藩寛政改革―」『日本研

- 究』第四〇集、二〇〇九年で論じた。
- (7) 吉村豊雄「近代への行政的基点としての宝暦—安永期—熊本藩を中心に」『熊本大学文学部論叢』一〇一、二〇一〇年
- (8) 「二宮元勲上書」鳥取藩政資料一三三四、鳥取県立博物館所蔵
- (9) 「経済端的論」天保五年六月、磯田道史氏所蔵
- (10) 深谷克己「深谷克己近世史論集第二卷」校倉書房、二〇〇九年は「Ⅱ部要請される明君像」で、近世の明君と支配の問題を論じる。
- (11) 村上量弘輯録「肥後学校記」天保二二年二月、久留米市立中央図書館所蔵
- (12) 亀井南冥「肥後物語」『日本経済大典』第二二卷、啓明社、一九二九年
- (13) 亀井南冥「熊本俚談」一一九—五一一—二、慶応義塾大学三田メディアセンター所蔵。文化三(一八〇六)年「加藩臣、藁偶子」が江戸話中に「客有、因に当代肥後国上大夫堀氏某執政の事を話せし。予、此話を聞いて感服不少、則、其事蹟を請問」し授与されたものである。
- (14) 海保青陵「善中談」『海保青陵全集』八千代出版、一九七六年、四八六頁
- (15) 大村莊助『肥後経済録』、国立国会図書館二〇九—六九八は津山藩の政策参考書。奥書に「此書は、肥後国熊本の家士大村源内が弟、大村庄助が述る所なり。庄助、好学徳実の聞えあるによつて、作州津山侯より熊本侯にもとめ、世子仙千代侯の保佐となし給ひ、且、熊本侯の賢才国政の事をたづね給て、此書となりぬ、津山の大夫士、此書を秘し、絶て世にもらさず、不思議にもとめ得て、ひそかにうつし置也」とある。
- (16) 『熊本開書』鍋島文庫九九—一〇四九、佐賀県立図書館寄託
- (17) 松枝善右衛門問・藪茂次郎答「隈本政事録」お茶の水図書館成筈堂文庫所蔵(徳富蘇峰旧蔵本)。跋文によれば寛政二(一七九〇)年二月一六日、中山昌禮(時習館居察長)が熊本藩上屋敷で書写したものを橋本某が写し尾張藩儒服部善蔵の蔵本となった。文化二(一八〇五)年四月に尾張藩老が借用書写したともある。服部は熊本藩儒・藪茂次郎との共著「明德弁」がある。両者の交流から尾張藩に伝播したものであろう。
- (18) 前掲「肥後物語」五七一頁
- (19) 例えば天保期に水戸藩に遊学した久留米藩士・村上量弘は「備前芳烈公(池田光政)、肥後靈感公(細川重賢)、米沢鷹山公(上杉治憲) 杯ハ非常ノ賢君にて終身属政有之候(下略)」(村上量弘「革弊論」有馬文庫五三—四三、久留米市立中央図書館所蔵)と、岡山藩・熊本藩・米沢藩・水戸藩を改革モデルとみていたことがわかる。
- (20) 『肥後物語』には「経界を正し農民安堵せし事」(前掲「肥後物語」五五二頁)とあり水戸藩天保改革「経界を正す」議論は熊本藩宝暦改革にその淵源がある。
- (21) 前掲「肥後物語」五五二—五五三頁
- (22) 幕府人別改めで一七二二年と一八四六年の人口を比べ

ると、肥後国は一二三・一%に増加、美作国は八五・二%、常陸国は七三・二%、東北地域（磐城・岩城・陸前・陸中・陸奥）は八一・九%に減少。関山直太郎『近世日本の人口構造』吉川弘文館、一九五八年、一三七～一三九頁

(24) 子返しについては、太田素子『子宝と子返し』藤原書店、二〇〇七年

(25) 「懐胎届」「懐妊書上」による領主の出産管理については沢山美果子『出産と身体の近世』勁草書房、一九九八年。「捨子」については同「性と生殖の近世」二〇〇五年

(26) 赤子養育仕法に関して高木正朗編『18・19世紀の人口変動と地域・村・家族』古今書院、二〇〇八年。谷田部真理子「赤子養育仕法について」渡辺信夫編『宮城の研究4』清文堂出版、一九八三年。横田武子「福岡藩における産子養育制度」『福岡県地域史研究』一四、一九九六年を掲げておく。

(27) 磯田前掲論文、二〇〇九年で、藩主の交流が藩政改革の伝播につながるとした。「銀台附録」上妻文庫80、熊本県立図書館所蔵は、細川重賢の水戸藩邸訪問を「水戸宰相様に度々御招き被成候得ども、御痛足にて御断被仰付候事多く候まま、御女閨にて御乗輿被成候へとの御事にて、其後ハ御門内まで御乗輿被成候。讚州様・大学様も右御同様と覺申候」と記す。

(28) 徳川治保「御郡奉行被仰付候 上意」享和二年三月（鈴木重宣著・小宮山昌秀増補「徳潤遺事増補（二）」長谷川貞夫家文書七―七三―一、茨城県歴史館蔵）

近世中後期藩政改革と「プロト近代行政」

(29) 高倉胤明「水府地理温故録」『茨城県史料』近世地理編、茨城県、七八頁

(30) 鶴見九臯「鶴見九臯遺策」寛政一一年『日本經濟大典』第五卷、五八八頁

(31) 大内正敬「清慎録」『日本農民史料聚粹』第一一巻、一九七〇年所収

(32) 「貧富調べ」については水戸市史編さん委員会編『水戸市史 中巻（二）』水戸市役所、一九六九年、九二四～九三七頁

(33) 前掲「清慎録」

(34) 関沢徳平「万代不朽評論密書」『茨城県史料』政治經濟編IV、茨城県、五四三～五四五頁

(35) 大竹秀男「津山藩の『新法改革』―宝暦の藩政改革―」平松義郎博士追悼論文集編集委員会編『法と刑罰の歴史の考察』名古屋大学出版会、一九八七年は、津山藩では宝暦改革が行われたが挫折に終わったとし、直後の安永改革について瀬島宏計「津山藩の安永改革」『鷹陵史学』第二九号、二〇〇三年が経緯を論じている。好論だが、この改革が熊本藩の強い影響下で行われたことには触れていない。

(36) 「肥後経済録」二〇九―六九八、国立国会図書館所蔵

(37) 前掲大村「肥後経済録」

(38) 大村莊助「御尋之條々御答書 安永二年正月十四日、津山郷土博物館「愛山文庫」F―一―一三に「一、細川越中守殿、近年迄、大困窮にて御座候処、富強に相成、士民安堵仕候、此儀、私生国之事にて噂に及申候処、佐久

六九（六九）

間上総御家老之時、委敷承度、懇望に付、書立差出申候
(中略) 松平新太郎殿御成法なども書記可有御座候(中
略) 熊本・岡山之政事は近代天下に称申候、時所違不申
候、日本之内にて当時其功相立申候」

(39) 大村莊助「口上書」八月、「愛山文庫」F一一一五

(40) 飯室莊左衛門「更張策上表」明和八年十月二十八日

「愛山文庫」F三一一

(41) 前掲大村莊助「御尋之條々御答書」

(42) 民富論の登場の重要性は、小室正紀『草莽の経済思想
—江戸時代における市場・「道」・権利—』御茶の水書房、
一九九九年が論じる。

(43) 前掲大村『肥後経済録』奥書

(44) 前掲大内「清慎録」

(45) 大内正敬「清慎録并附記」四一四四—二五七、東京大
学史料編纂所蔵

(46) 佐藤信淵「弊政改革秘話」(川越重昌編『宇和島と佐
藤信淵』弥高神社、一九九五年)

(47) 制度変化の経済理論は Institutions, Institutional
Change and Economic Performance, Cambridge Univer-
sity Press, 1990

〔謝辞〕 本稿は科学研究費補助金基盤研究(A)「近代移行期に
おける地域情報とその蓄積過程に関する研究」課題番号
19203018による成果物である。